

就労定着支援

人員基準	従業者	就労定着支援員	総数	常勤換算で、利用者を 40 で除した数以上
		サービス 管理責任者	利用者数が 60 人以下	1 人以上
			利用者数が 61 人以上	1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
			※ 1人以上は常勤 ※ 一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて配置する。	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（ 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ）		
設備基準	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること			